

**情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
接続委員会 事業者ヒアリング資料**

2011年2月22日
株式会社ジュピターテレコム

- 加入光ファイバ接続料の値下げについては、適切な原価に基づくものである限り適当であるが、設備競争への影響等に十分な留意が必要
- 乖離額調整制度については、あくまでも特例的なものであり、恒常的な適用については、慎重な議論が必要
- 分岐単位による接続料設定については、平成20年の答申時において提起された課題を、十分に検討することが必要

■ 適切な原価に基づくものである限り適当

NTT東西の申請主要項目

- ◆ 3年間の将来原価方式を用いた算定
- ◆ 年次毎の接続料の設定
- ◆ 乖離額調整の設定

設備競争とサービス競争のバランスに十分留意して

- 耐用年数や、既存サービスとの原価配分比率など、透明性を確保した適正な原価算定に基づくことが大原則
- NTT東西の機能分離による徹底した会計分離が必要
- 乖離額調整制度は、NTTのコスト削減インセンティブが働きにくく、結果としてお客様の負担が増加する可能性があることから、恒常的な適用については、慎重な議論が必要

- 分岐単位接続料の導入については、過去に提示された課題を含め十分な検討が必要

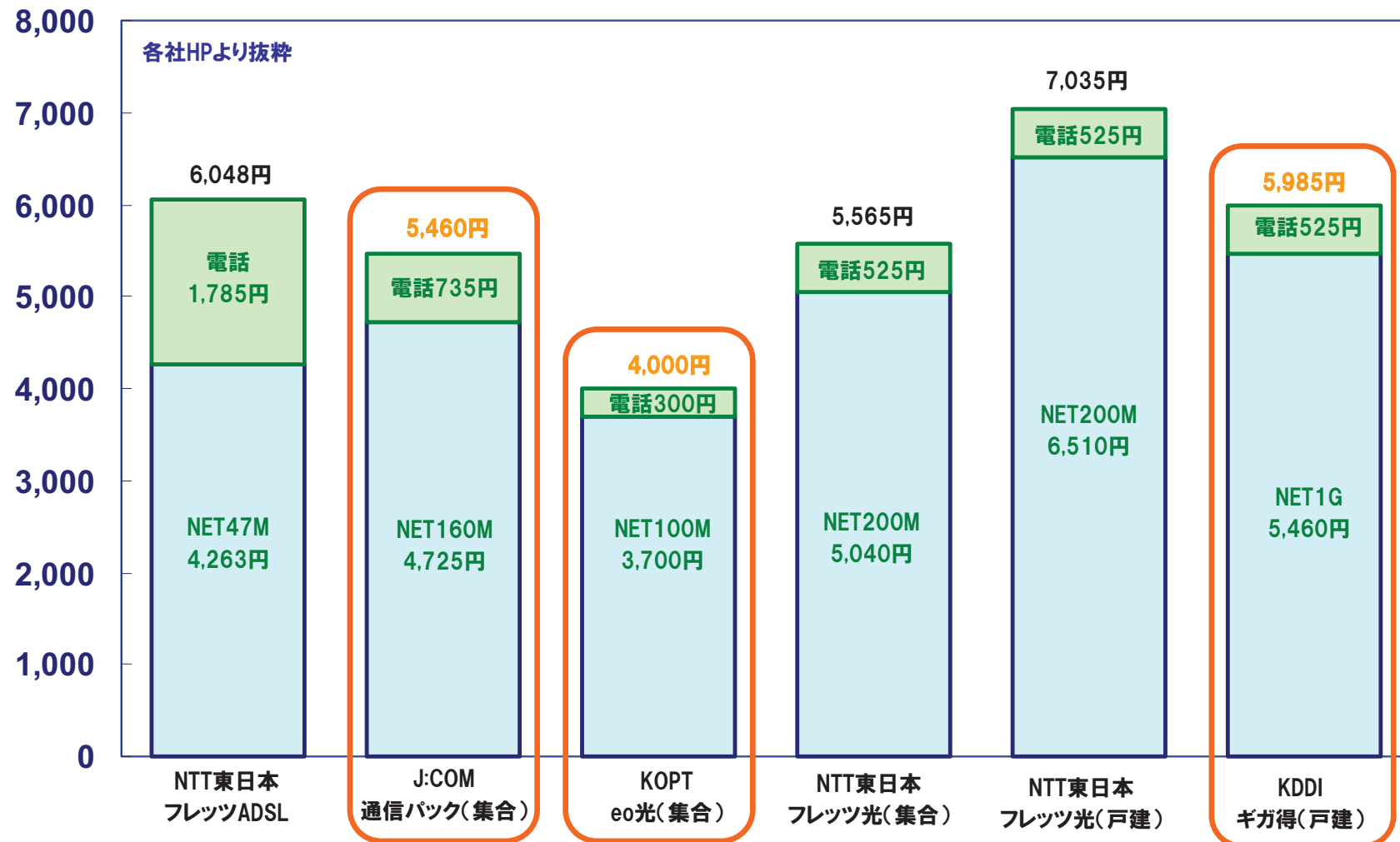
適切な分析・評価が必要な内容

- 分岐単位接続料を導入することは、以下の課題解決が必要であり、時期尚早
- まずは、現行および今回申請された加入光ファイバ接続料での競争状況を分析したうえ、導入要否を検討する必要がある
 - サービス品質・運用面の確保に係るコストの分析・評価
 - 上記に基づく、適正な接続料算定方法の検討
- 総務省で検討機関を設け、関係者と十分に検討を行うことが必要

競争状況について（現状）



- 設備競争とサービス競争を両輪で行うことにより、集合住宅のみではなく、戸建住宅においても、ADSL並みのサービス料金は実現している



競争状況について（今回のNTT東西の申請による）

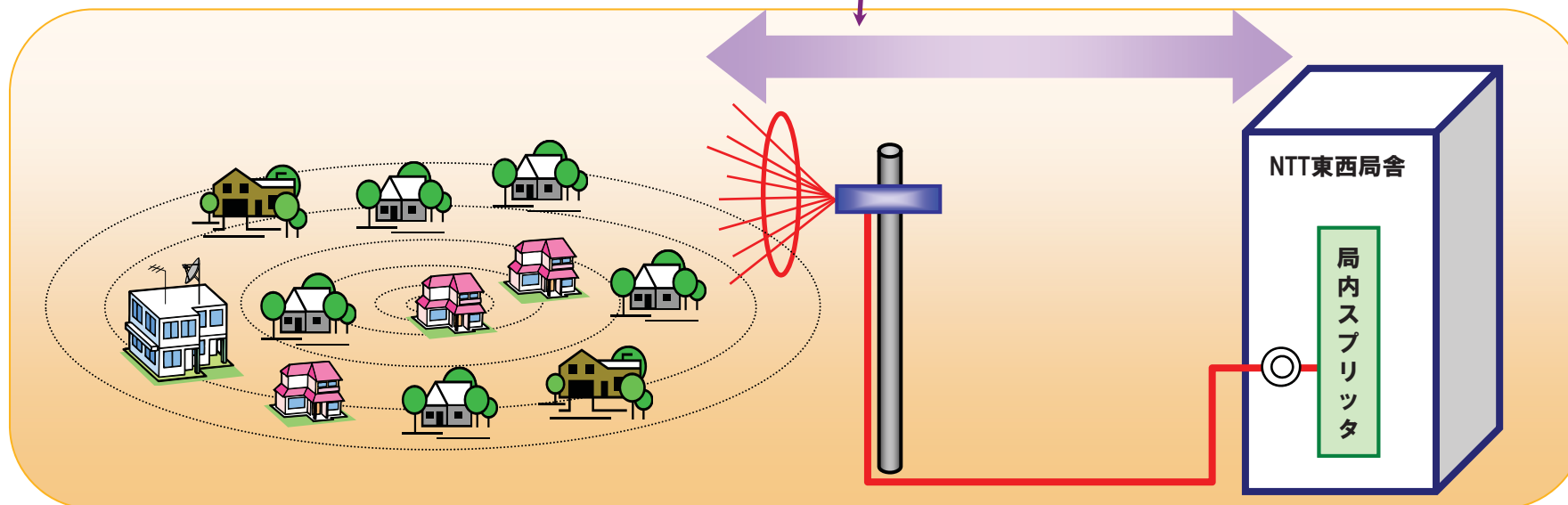


- サービス事業者の営業努力により、実質的な1芯あたりの接続料は低廉化可能
- ADSL並みの料金を実現する環境は整ってきている

H25年度末8分岐単位シェアアクセス接続料

契約数	主端末	分岐端末	接続料
1		310円	3,292円
2		310円	1,801円
3		310円	1,304円
4	2,982円	310円	1,056円
5		310円	906円
6		310円	807円
7		310円	736円
8		310円	683円

H21年度末NTT東西 1芯あたりの平均契約数 ←



NGN答申時の課題と現状の比較

- 平成20年3月のNGN答申時と比較し、競争環境は進展している一方、当時の諸問題は積み残しとなっている
- 上記状況を踏まえ、分岐単位接続料の導入可否は十分な検討を行うことが必要

NGN答申時の主な課題と現状

	NGN答申時(平成20年3月)	現状
競争環境	■ FTTH市場におけるサービス競争なし	■ 営業努力する一部事業者による低廉なサービス実現
OSU共用(NTT共用)	■ サービス品質・運用面での問題ありとの見解	■ 課題の改善に係るコストの分析・評価の実績なし
OSU共用(NCC共用)	■ 技術面・運用面で一定の実現可能性ありとの見解	■ NCCによる共用の実績なし
OSU専用分岐単位接続料	■ モラルハザード的な利用に問題あり	■ 実質的な1芯あたりの接続料は低廉化

分岐単位接続料に関するまとめ

- 分岐単位あたりの接続料設定にあたっては、まずは現状のシェアドアクセス方式を前提とした接続料による競争状況を評価した上で判断すべき
- さらに、分岐単位あたりの接続料設定が必要と判断された場合、以下の課題を十分に議論をする必要がある
 - サービス品質・運用面の確保に係るコストの分析・評価
 - 上記に基づく、適正な接続料算定方法の検討
- これらが十分に検討されることなく、適正でない分岐単位接続料が導入された場合、設備競争とのバランスを欠き、結果としてお客様の負担増を招く
- また、上記議論の結果設定された分岐単位あたりの接続料と、現シェアドアクセス方式との比較評価を実施すべき
 - 本当に、低廉な価格でお客様に提供できるのか
 - 本当に、高品質で技術革新が見込めるサービスをお客様に提供できるのか

これらの議論・検討については関係事業者を含めた検討会を設置し、オープンな環境で実施すべき

NTT東西の業務範囲の在り方について

活用業務を届出制とする場合は、公正競争の担保するためにも、**実効的なチェック機能を引続き確保することが不可欠**

- 『「光の道」構想の実現に向けてのとりまとめ』でも指摘されているとおり、必要な制度・ルールの見直しを行う場合は、機能分離や、子会社等との一体経営への対応等により、**更なる公正競争の担保を図った上で行うこととなっている**
- 公正競争を担保するためにも、機能分離などの対応に加えて、**行政や関係者による実効的なチェック機能が必須**
- 機能分離などの対応や、実効的なチェック機能のない状態で、業務範囲の見直しが行われることは、市場独占力を増しているNTTグループの公正競争上の問題がさらに悪化する

【参考】ケーブルテレビ事業者の構築したネットワーク規模



- ケーブルテレビ事業者は、自社ネットワークを構築し、総世帯の約84%に接続が可能となっている
- なお、実際にサービスを提供している世帯は、*約73%を占めており、国民生活に重要なアクセスネットワークとなっている

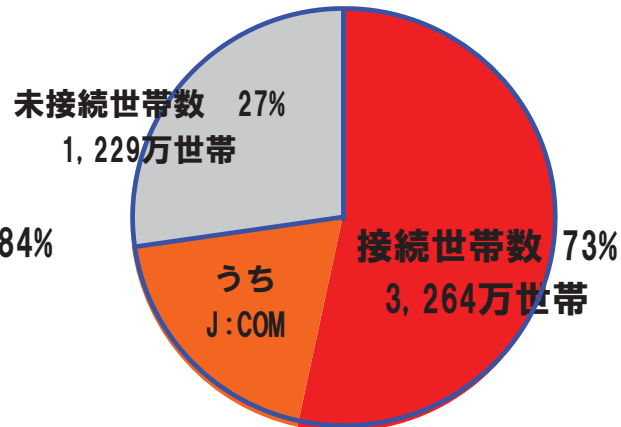
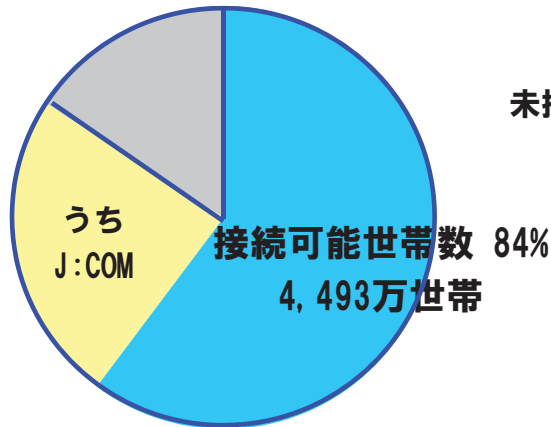
* 【出典】総務省 ケーブルテレビの現状

ケーブルテレビのホームパス・接続世帯数

総世帯数 5,336万世帯

接続可能世帯数 4,493万世帯

※再送信のみ行う施設を含む



【出典】総務省 ケーブルテレビの現状、ケーブル年鑑2009、JCTA

ブロードバンド契約数

単位：万契約

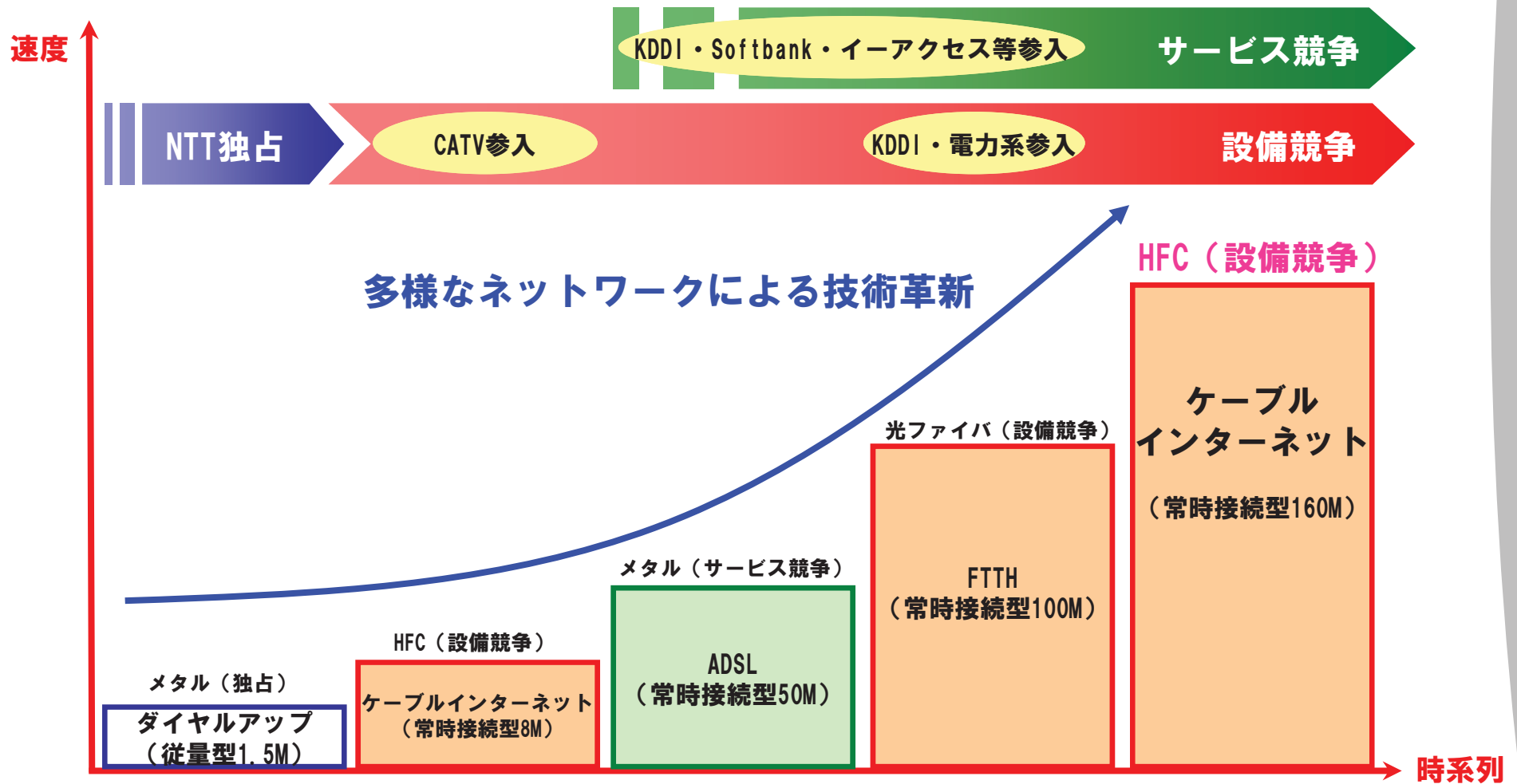
FTTH	1856.9	55%
DSL	936.1	28%
CATV	539.1	16%
BWA	21.7	1%
FWA	1.1	0%
合計	3354.9	100%

2010年6月末現在

【出典】総務省
電気通信サービスの契約数に関する四半期データ

【参考】インターネットサービスの競争状況

■ インターネットサービスは設備競争とサービス競争が共存することで、発展を遂げてきた



【参考】ケーブルテレビ事業者の地域との関わり

大容量・双方向のインフラを活用し、トリプルプレイサービスだけでなく、地域密着のコンテンツやソリューションまで提供する「**公共的な総合情報通信メディア**」

